



2025年1月27日

所得税還付申告無料相談会のお知らせ

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、関東信越税理士会茨城県支部連合会のご協力を得て、例年開催しております「所得税還付申告無料相談会」を下記のとおり開催しますのでお知らせいたします。

記

開催中止にあたっての留意事項

感染症等の影響により、状況次第では事前通知なしに急きょ開催を中止する場合がございますことをあらかじめご了承願います。なお、ご予約を頂いているお客さまには、開催中止が決定次第ご連絡を致します。

1. 相談の対象となる方

- (1) 住宅ローン控除を受けられる方（居住者が住宅の新築もしくは取得または増改築等をし、居住の用に供した場合において、返済期間10年以上の住宅ローン等を利用した方）
- (2) 医療費控除の対象となる医療費の支払いが一定額（所得の5%または10万円）以上ある方
- (3) 年金所得者で、国民健康保険料など所得控除を受けられる方
- (4) 会社を中途退職し年末調整を受けられなかった方
- (5) 雑損控除の対象となる災害・盗難など資産に損害を受けられた方

2. 相談員 関東信越税理士会茨城県支部連合会所属の税理士

3. 開催日時 2025年2月4日（火）

午前9:00～12:00 午後1:00～3:00

4. 開催会場

会場	住所	電話
本店営業部	土浦市中央2-11-7	029-821-8111
つくば営業部	つくば市竹園1-7	029-851-1801
水戸営業部	水戸市泉町2-3-12	029-231-3171
下妻営業部	下妻市砂沼新田20-1	0296-43-1414
日立支店	日立市鹿島町1-4-11	0294-22-2171
ひたちなか支店	ひたちなか市東石川1-10-18	029-273-1725
鹿島支店	鹿嶋市鉢形台1-1-10	0299-82-7211
牛久支店	牛久市田宮3-1-19	029-872-1310
古河支店	古河市本町1-3-19	0280-32-4611
県庁支店	水戸市千波町1954-1	029-301-1800
筑西支店	筑西市甲943-1	0296-24-5555
守谷支店	守谷市中央4-21-3	0297-48-3211
龍ヶ崎支店	龍ヶ崎市3613	0297-62-1234
千代田支店	かすみがうら市稲吉2-10-3	029-831-4512
那珂支店	那珂市竹ノ内2-3-14	029-295-2431

*当行各本支店にて相談時間等予約を承ります。詳しくは、最寄りの当行窓口にお問合せください。

以上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室
TEL 029-859-8111

関東信越税理士会所属の
税理士がお手伝い！
是非ご利用ください！

所得税還付申告 相談会開催

相談料
無料

日程	2025年2月4日 火																
時間	9時～12時(午前の部) / 13時～15時(午後の部)																
会場	<p>※人数に限りがあり事前予約が必要となります。</p> <table><tr><td>● 本店営業部</td><td>● 日立支店</td><td>● 古河支店</td><td>● 龍ヶ崎支店</td></tr><tr><td>● つくば営業部</td><td>● ひたちなか支店</td><td>● 県庁支店</td><td>● 千代田支店</td></tr><tr><td>● 水戸営業部</td><td>● 鹿嶋支店</td><td>● 筑西支店</td><td>● 那珂支店</td></tr><tr><td>● 下妻営業部</td><td>● 牛久支店</td><td>● 守谷支店</td><td></td></tr></table> <p>※詳細については、最寄の当行店舗でご確認ください。</p>	● 本店営業部	● 日立支店	● 古河支店	● 龍ヶ崎支店	● つくば営業部	● ひたちなか支店	● 県庁支店	● 千代田支店	● 水戸営業部	● 鹿嶋支店	● 筑西支店	● 那珂支店	● 下妻営業部	● 牛久支店	● 守谷支店	
● 本店営業部	● 日立支店	● 古河支店	● 龍ヶ崎支店														
● つくば営業部	● ひたちなか支店	● 県庁支店	● 千代田支店														
● 水戸営業部	● 鹿嶋支店	● 筑西支店	● 那珂支店														
● 下妻営業部	● 牛久支店	● 守谷支店															
対象となる方	<ul style="list-style-type: none">● 住宅ローン控除を受けられる方(居住者が住宅の新築もしくは取得または増改築等をし、居住の用に供した場合において、返済期間10年以上の住宅ローン等を利用した方)● 医療費控除の対象となる医療費の支払いが一定額(所得の5%または10万円以上)ある方● 年金所得者で、国民健康保険料など所得控除を受けられる方● 会社を中途退職し年末調整を受けられなかった方● 雑損控除の対象となる災害・盗難など資産に損害を受けられた方																
当日ご持参いただくもの	<table><tr><td><p>住宅を新築・ご購入・増改築の方</p><ul style="list-style-type: none">● 家屋の登記事項証明書(法務局で取得・6ヶ月以内のもの)● 2024年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)● 請負契約書または売買契約書の写し(コピー可)● 敷地などの購入に係るローンについて控除を受ける場合は、その敷地などの登記事項証明書・売買契約書の写し● 金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」● 建築確認通知書の写し(コピー可)または建築士の増改築等工事証明書● 住民票(マイナンバーの記載のないもの)● 認定住宅の区分に応じた適用要件を満たす事(認定長期優良住宅、低炭素建築物、低炭素建築物とみなされる特定建築物)を証明する書類等<p>医療費控除を受けられる方</p><ul style="list-style-type: none">● 医療費等の領収書または証明書● 2023年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)</td><td><p>太陽光発電設備による売電収入がある方</p><ul style="list-style-type: none">● 年間発電量が分かる資料(発電表示モニターやパワーコンディショナーにより確認)● 年間総発電量のうち売電量が分かる資料(「購入電力量のお知らせ」等 1月～12月分)● 売電による収入金額の分かる資料(上記「購入電力量のお知らせ」等 1月～12月分または預金通帳への電力会社からの振込金額)● 太陽光発電設備の購入額および設備費用の分かる資料(請求明細書等)<p>年金をお受取りの方</p><ul style="list-style-type: none">● 2024年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)● 生命保険、地震(損害)保険料の控除証明書および国民健康保険、国民年金、介護保険の保険料の支払金額が分かる書類(国民年金保険料は証明書と10月～12月の領収書等)● 配偶者特別控除を受ける場合は配偶者の収入を証明する書類など</td></tr></table>	<p>住宅を新築・ご購入・増改築の方</p> <ul style="list-style-type: none">● 家屋の登記事項証明書(法務局で取得・6ヶ月以内のもの)● 2024年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)● 請負契約書または売買契約書の写し(コピー可)● 敷地などの購入に係るローンについて控除を受ける場合は、その敷地などの登記事項証明書・売買契約書の写し● 金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」● 建築確認通知書の写し(コピー可)または建築士の増改築等工事証明書● 住民票(マイナンバーの記載のないもの)● 認定住宅の区分に応じた適用要件を満たす事(認定長期優良住宅、低炭素建築物、低炭素建築物とみなされる特定建築物)を証明する書類等 <p>医療費控除を受けられる方</p> <ul style="list-style-type: none">● 医療費等の領収書または証明書● 2023年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)	<p>太陽光発電設備による売電収入がある方</p> <ul style="list-style-type: none">● 年間発電量が分かる資料(発電表示モニターやパワーコンディショナーにより確認)● 年間総発電量のうち売電量が分かる資料(「購入電力量のお知らせ」等 1月～12月分)● 売電による収入金額の分かる資料(上記「購入電力量のお知らせ」等 1月～12月分または預金通帳への電力会社からの振込金額)● 太陽光発電設備の購入額および設備費用の分かる資料(請求明細書等) <p>年金をお受取りの方</p> <ul style="list-style-type: none">● 2024年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)● 生命保険、地震(損害)保険料の控除証明書および国民健康保険、国民年金、介護保険の保険料の支払金額が分かる書類(国民年金保険料は証明書と10月～12月の領収書等)● 配偶者特別控除を受ける場合は配偶者の収入を証明する書類など														
<p>住宅を新築・ご購入・増改築の方</p> <ul style="list-style-type: none">● 家屋の登記事項証明書(法務局で取得・6ヶ月以内のもの)● 2024年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)● 請負契約書または売買契約書の写し(コピー可)● 敷地などの購入に係るローンについて控除を受ける場合は、その敷地などの登記事項証明書・売買契約書の写し● 金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」● 建築確認通知書の写し(コピー可)または建築士の増改築等工事証明書● 住民票(マイナンバーの記載のないもの)● 認定住宅の区分に応じた適用要件を満たす事(認定長期優良住宅、低炭素建築物、低炭素建築物とみなされる特定建築物)を証明する書類等 <p>医療費控除を受けられる方</p> <ul style="list-style-type: none">● 医療費等の領収書または証明書● 2023年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)	<p>太陽光発電設備による売電収入がある方</p> <ul style="list-style-type: none">● 年間発電量が分かる資料(発電表示モニターやパワーコンディショナーにより確認)● 年間総発電量のうち売電量が分かる資料(「購入電力量のお知らせ」等 1月～12月分)● 売電による収入金額の分かる資料(上記「購入電力量のお知らせ」等 1月～12月分または預金通帳への電力会社からの振込金額)● 太陽光発電設備の購入額および設備費用の分かる資料(請求明細書等) <p>年金をお受取りの方</p> <ul style="list-style-type: none">● 2024年分給与所得の源泉徴収票(コピー不可)● 生命保険、地震(損害)保険料の控除証明書および国民健康保険、国民年金、介護保険の保険料の支払金額が分かる書類(国民年金保険料は証明書と10月～12月の領収書等)● 配偶者特別控除を受ける場合は配偶者の収入を証明する書類など																

- * 住民票は「居住の用に供した日」を確認するに当たりご持参願います。その場合マイナンバーの記載のないものに限りません。
- * 印鑑(認印で可)、預金通帳、電卓、筆記用具をご持参願います。
- * 相談会がスムーズに運ぶよう必要書類に不足のないようご留意ください。
- * 登記事項証明書(法務局で取得)は登記済権利証と同一ではないので、ご注意願います。
- * 特定増改築等の工事費用に充てるためローンを組まれた方は、必要書類が異なりますので、事前にお問合せください。